



野焼きは 禁止されています

ごみの屋外焼却は「野焼き」と呼ばれ、法律で原則禁止されています。

野焼きによる煙や悪臭は、住民トラブルの原因となるだけでなく、健康への影響が心配されます。ドラム缶、ブロック囲い、簡易焼却炉等でのごみ焼却はやめましょう。

なお、構造基準に適合した焼却炉での焼却、農業を営むためやむを得ないものとして行われる稲わら等の焼却、どんど焼き、たき火等の軽微な焼却は例外として禁止されていません。

しかし、例外であっても生活環境上支障を与え、苦情がある場合は行政指導の対象となりますので、ご注意ください。

問 ㊟環境課

戦没者等の ご遺族の皆さんへ

第10回特別弔慰金の請求をしていない人は手続きをしてください。

支給対象 平成27年4月1日時点で公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合、次の順番の先順位のご遺族1人に支給

- ①弔慰金の受給権者
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有していなかった人等を除く)
- ④上記①～③以外の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限る)

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限 平成30年4月2日(月)

申込 問 ㊟福祉総務課

☎92-5771

9月10日～16日は 自殺予防週間です

■自殺について知っていただきたいこと

①追い込まれた末の死
心理的に追い詰められた状態で起こっています

②防ぐことができる

「自殺は社会の努力で防ぐことができる社会的な問題」として世界的に共通認識となっています

③サインを発している

不眠や原因不明の体調不良などのサインを発しています

■かけがえのない「いのち」を守るために

①家族や仲間が気づいて声を掛

けましょう

②本人の気持ちを尊重し、傾聴しましょう

③相談機関を紹介しましょう

④あたたかく見守りましょう

■「こころの体温計」

市公式ホームページ
またはQRコードから
アクセスしてくださ



い

問 ㊟福祉総務課

☎92-5771

指定難病患者 医療福祉助成金の 申請受け付け

指定難病の患者に対して医療福祉助成金を支給しています。上半期(平成29年3月～8月)分の申請を受け付けます。

対象 市内在住で、保健所で指定難病特定医療費受給者証の交付を受けていて、医療費の自己負担がある人(小児慢性特定疾患医療は対象外)

支給額 指定難病特定医療費の自己負担額(ただし、月額4,000円を上限とする。また、マル福受給者証をお持ちの人は、マル福制度利用後の自己負担額を基準とする)

持参物

①指定難病特定医療費受給者証

男女共同参画推進事業 一行詩「男女の詩」を募集します

男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関して日々感じていること、将来実現させたいこと等の思いを込めた一行詩を募集します(優秀作品には表彰状・副賞あり)。

募集作品

①一行詩部門(35文字以内の詩)

②イラスト一行詩部門(イラスト入りの35文字以内の詩)

※各部門1作品の応募。作品は未発表の自作のものに限ります。

※応募作品のうち1次選考により選出された作品は12月に市内巡回展示を行い、来場者投票により各受賞作品を決定します。

申込 問 10月31日(火)までに応募用紙に必要事項を記入のうえ、窓口、郵送で応募
※一行詩部門はEメールでも応募が可能です。
※応募用紙は各庁舎にあります(市公式ホームページからダウンロード可)。

〒306-0291 古河市下大野2248

総人権・男女共同参画室

「一行詩募集係」宛て

✉ jinken.danjo@city.

ibaraki-koga.lg.jp

